

「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」概要

1 目的

県では、山口県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定し、県内における再エネ電力の利用拡大を図ります。

2 概要

(1) 再エネ電力利用宣言事業所（「ぶちエコやまぐち宣言書」において宣言）

県内事業所において、今後 2030 年までに再エネ電力の調達へ転換することを宣言した事業所を「再エネ電力利用宣言事業所」として、県が登録します。

(2) やまぐち再エネ電力利用事業所

実際に再エネ電力を調達し、以下の認定基準を満たしている宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等を、「やまぐち再エネ電力利用事業所」として県が認定し、認定証を交付するとともに、県ホームページ等で公表します。



3 認定事業所申請要件等

以下のいずれにも適合し、実際に再エネ電力を調達している宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等

- ① 宣言事業所として登録を受けていること（※1）
 - ② 調達する再エネ電力が、宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等における1年間の総電力供給量の30%以上含まれること（※2）
 - ③ ②の再エネ電力の一部又は全部が山口県内で発電された再エネ電力であること
 - ④ 山口県暴力団排除条例第2条第4号で定める暴力団事務所に該当しないこと
- ※1) 認定事業所の認定を受けるためには、宣言事業所として事前に登録を行う必要があります。
 ※2) 以下の基準により認定します。

再エネ電力調達方法	自家発電 ・ 再エネ電力の購入 ・ 再エネ電力証書の購入
認定条件	再エネ電力の調達割合に適合した基準により認定 30%以上、50%以上、70%以上、100%
認定期間	認定日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日まで

4 事業スキーム

